

個別施設計画

策定年月日	2021/3/22
-------	-----------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	資材備蓄施設	所管所属名称	畜産課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要(1本館)					
構造	鉄筋コンクリート	用途	その他公用施設	建築日	1971/6/30
経過年数	49	耐用年数	50	目標使用年数	
運営方式	直営	管理者名称	畜産課	全延床面積(m ²)	5,110.93
所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目15-18				
2 計画期間					
計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間とする。					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
旧消防学校がH23.11に新消防学校へ移転後、点検・診断は実施していない。					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等				必要性の有無	有
業務内容	防疫資材を備蓄する施設として畜産課が屋内訓練場を使用。また、本館及び救急教育棟並びに駐車場を保健福祉部にて使用。				
必要性の判断理由	畜産課使用の屋内訓練場については、現時点では緊急の家畜防疫に対応するための防疫資材備蓄倉庫として必要であるが、令和7年度を目途に備蓄倉庫を新設し転出予定。また、保健福祉部にて使用の本館等については、新型コロナウイルス感染症対応のため使用しており、使用期間等は未確定。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	平成23年11月に消防学校が新校舎へ移転したのを機に全体使用は行われていない。管理についても、～H23.11消防学校→消防課→H26原子力安全対策課(暫定オフサイトセンター)→R2畜産課(資材備蓄施設)と推移している。現在、当課では屋内訓練場を防疫資材備蓄施設として使用しているが、今後、令和7年度を目途に転出する予定であり、その間に長寿命化等を見据えた施設全体の対応を行う予定はないもの。しかしながら、建築から50年近く経過し劣化が進んでいると思われるため、使用している建物について、令和3年度の保全点検対象にエントリーする予定である。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	保全点検の結果を踏まえ、緊急に修繕等の対応が必要な建物については、その使用状況を使用所属と協議のうえ検討対応するもの。(畜産課管理となった令和2年度は、主に消防設備修繕及び高架水槽漏水修繕を実施。)経年劣化が著しく多額の修繕費が発生する恐れがある。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
別添「短期期保全計画表」のとおり					

施設情報詳細(棟情報一覧)

棟 番号	中長期保全計画 対象区分		建物名称	財産区分 (選択)	取得年月日	建築年月日	建面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数 (地上)	階数 (地下)	建物用途 (選択)	建物構造 (選択)	耐用 年数 (自動判 定)	経過 年数	点検区分 (選択)
	1500㎡ 以上	防災拠点													
1			本館	行政財産	1971/6/30	1971/6/30	446.10	1345.05	3		校舎・園舎	鉄筋コンクリート	47年	49年	保全点検
2			屋内訓練場	行政財産	1972/3/25	1972/3/25	892.50	892.50	1		校舎・園舎	鉄骨造	34年	48年	保全点検
3			救急教育棟	行政財産	1993/12/20	1993/12/20	240.22	426.06	2		校舎・園舎	鉄骨造	34年	27年	保全点検準用
4			寄宿舍	行政財産	1971/6/30	1971/6/30	706.06	1555.18	3		寮舎・宿舎	鉄筋コンクリート	47年	49年	保全点検準用
5			車庫	行政財産	1971/6/30	1971/6/30	256.20	256.20	1		車庫	鉄筋コンクリート	38年	49年	保全点検準用
6			車庫	行政財産	1983/2/17	1983/2/17	39.36	39.36	1		車庫	鉄骨造	31年	37年	保全点検準用
7			訓練塔	行政財産	1972/3/25	1972/3/25	55.00	277.30	8	1	教習所・養成所・研修所	鉄筋コンクリート	38年	48年	保全点検準用
8			機械室(ボイラー室)	行政財産	1971/6/30	1971/6/30	22.81	22.81	1		ボイラー室	鉄筋コンクリート	38年	49年	保全点検準用
9			物置	行政財産	1975/1/31	1975/1/31	8.44	8.44	1		倉庫・物置	コンクリートブロック	34年	45年	保全点検準用
10			ポンプ室	行政財産	1975/3/31	1975/3/31	7.23	7.23	1		ポンプ室	コンクリートブロック	34年	45年	保全点検準用
11			耐熱耐煙訓練棟	行政財産	1983/2/17	1983/2/17	143.76	181.07	2		教習所・養成所・研修所	鉄骨造	31年	37年	保全点検準用
12			物置	行政財産	1975/8/28	1975/8/28	32.40	32.40	1		倉庫・物置	木造	15年	45年	保全点検準用
13			渡廊下	行政財産	1993/12/20	1993/12/20	21.13	21.13	1		住宅付属建物	鉄骨造	34年	37年	保全点検準用
14			第3倉庫	行政財産	2004/3/31	2004/3/31	46.20	46.20	1		倉庫・物置	鉄骨造	31年	16年	保全点検準用
15															
16															
17															
18															
19															

個別施設計画

策定年月日	2021/3/22
-------	-----------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	資材備蓄施設	所管所属名称	畜産課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舎
主要建物概要(15職員宿舎)					
構造	木造	用途	職員宿舎用財産	建築日	1971/8/30
経過年数	49	耐用年数	25	目標使用年数	
運営方式	直営	管理者名称	畜産課	全延床面積(㎡)	124.74
所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目				
2 計画期間					
計画期間は、令和3年から令和12年までの10年間とする。					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
点検・診断は実施していない。					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等				必要性の有無	
業務内容	使用していない				
必要性の判断理由	本館と一体的な判断が必要である				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	平成23年11月に消防学校が新校舎へ移転したのを機に、全体使用は行われていない。管理についても、～H23.11消防課→H26原子力安全対策課(暫定オフサイトセンター)→R2畜産課(資材備蓄施設)と推移している。現在、宿舎の利用実績はなく、令和7年度に転出(予定)するまでの間に当該宿舎を使用する見込みもない。そのため、長寿命化等を見据えた対応を行う予定はないもの。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容					
6 対策内容、時期及び概算費用					

施設情報詳細(棟情報一覧)

棟 番号	中長期保全計画 対象区分		建物名称	財産区分 (選択)	取得年月日	建築年月日	建面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数 (地上)	階数 (地下)	建物用途 (選択)	建物構造 (選択)	耐用 年数 (自動判 定)	経過 年数	点検区分 (選択)
	1500㎡ 以上	防災拠点													
1			職員宿舎			1971/8/30	62.37	62.37	1		住宅	木造	22年	49年	保全点検準用
2			職員宿舎			1971/8/30	62.37	62.37	1		住宅	木造	22年	49年	保全点検準用
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															

施設名称: 資材備蓄施設(旧暫定オフサイトセンター)

建物棟名称

本館

所在地: 仙台市宮城野区安養寺三丁目3,3-21,3-22

①用途: 車庫・倉庫等 ②延べ面積 1,345 m² ③階数: 地上3階 ④構造: RC造 ⑤竣工年度 昭和 46 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	全体的な経年劣化が確認できます。 劣化が著しい箇所については躯体・外装材の崩落が発生しており, 危険な状態です。	D
	(対策等)	
	全面的に改修が必要です。 現状のまま利用する場合は, 崩落のおそれがある部分に人が近づかないようにする等の対策が必要です。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	全体的に著しい劣化が確認でき, 内部への雨漏れも確認できます。 (防水シートの不陸・ルーフトレンのつまり・手すりの鉄部分に錆等)	D
	(対策等)	
	全面的に改修が必要です。 特に防水シートが剥がれている部分については, 至急修繕の必要があります。	
3 - 2 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	屋外照明設備の架台に劣化が確認できます。 現在ロープで固定しているため, 落下の危険があります。	D
	(対策等)	
	架台の修繕が必要です。 現状のまま利用する場合は, 照明設備が落下するおそれがある部分に人が近づかないようにする等の対策が必要です。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
	雨漏れや躯体の劣化が確認できます。	C
	(対策等)	
	屋上防水, 外壁改修と同時期の改修が望まれます。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項1	判定結果は現在の用途(倉庫・物置)に鑑みた結果となります。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日： 令和3年7月5日

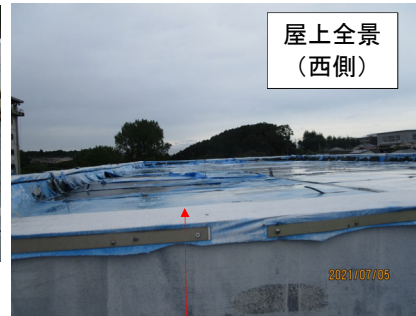
点検者職氏名	仙台土木事務所 技術主幹(一級建築士) 豊野 学之 技師 結城 拓郎
立会者職氏名	畜産課 企画管理班 高橋主事 衛生安全班 鈴木技術主任主査

2



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	全体的な経年劣化が確認できます。 劣化が著しい箇所については躯体・外装材の崩落が発生しており、危険な状態です。 全面的に改修が必要です。 現状のまま利用する場合は、崩落のおそれがある部分に人が近づかないようにする等の対策が必要と 要です。
	資料備蓄施設(旧暫定オプサイトセンター)	本館	D	

3-1



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	全体的に著しい劣化が確認でき、内部への雨漏れも確認できます。 (防水シートの不陸・ルーフトレンのつまり・手すりの鉄部分に錆等) 全面的に改修が必要です。 特に防水シートが剥がれている部分については、至急修繕の必要があります。
	資料備蓄施設(旧暫定オプサイトセンター)	本館	D	

3-2



判定等

施設名称
資料備蓄施設(旧暫定オ
フサイトセン
ター)

建物棟名称
本館

判定
D

屋外照明設備の架台に劣化が確認できます。
現在ロープで固定しているため、落下の危険があります。
架台の修繕が必要です。
現状のまま利用する場合は、照明設備落下のおそれがある部分に人が近づかないようにする等の
対策が必要です。

4



判定等

施設名称
資料備蓄施設(旧暫定オ
フサイトセン
ター)

建物棟名称
本館

判定
C

雨漏れや躯体の劣化が確認できます。
屋上防水、外壁改修と同時期の改修が望まれます。

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[建築物]

建築物名称: 本館

所在地: 仙台市宮城野区安養寺三丁目3, 3-21, 3-22

①用途: 車庫・倉庫等 ②延べ面積: 1345㎡ ③階数: 地上3階 ④構造: RC造 ⑤竣工年度: 昭和46年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術主幹 (一級建築士) 豊野 学之
	その他の調査者	技師 結城 拓郎

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考	
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
		A	B	C	D		
1 敷地及び地盤							
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2 建築物の外部							
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況					
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況				○	躯体崩落の危険性あり
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル, 石貼り等 (乾式工法によるものを除く。), モルタル等の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況				○	外装材崩落の危険性あり
(12)		乾式工法によるタイル, 石貼り等の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況					
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況					
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況					
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況, 及び雨漏れの状況			○		
(17)	外壁に緊結された広告板, 空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				○	防水シートの劣化
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況		○		/	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況			○	/	ドレンつまり
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備, 広告塔等)	機器, 工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○			/	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				○	照明設備の架台劣化
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況					
(43)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査年月日	令和3年7月5日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度、改修概要、 施工業者	H26生8105-101号オフサイトセンター移転に伴う旧 消防学校電気工事(発電機, CVCF設置等)	
施設名称	資材備蓄施設(旧暫定オフサイトセンター)			
棟名称	本館			
調査者 (所属・職・氏名)	営繕課施設保全班 技術補佐 濱名 智			
立会者	畜産課 鈴木技術主任主査, 高橋主事 新型コロナ調整室 齋藤主事		受変電保守業者	(株)ニュービルディングシステム
		設備容量・契約	225kVA	150kW
建設年月	昭和46年6月30日	電気 設備 方式	受変電方式	高圧(6kV)
施工業者			非常用自家発	ディーゼルエンジン
			常用自家発	
			その他設備	

調査対象設備		設置年or 更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、油・ 空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外れ、 沈下亀裂)			判定	備考
受変電設備								
高圧引込設備	PAS	令和元年	2年	なし			B	
受変電設備		平成4年	29年	なし			B	3面
自家発電設備	200kVA	平成26年	7年				A	
無停電電源装置(UPS 75kVA)		平成26年	7年				A	
電灯・動力設備								
電灯分電盤・電灯動力分電盤		昭和46年	50年	機能低下			C	OA-1盤等増設盤は問題なし
動力盤・制御盤		昭和46年	50年	機能低下			C	
開閉器盤								
その他								

総括	・電灯・動力設備の分電盤等が50年を経過しています。古いブレーカーは過電流遮断の動作不良や投入不能の恐れもあります。更新が望ましいですが、数年後までの建物使用予定とのことにより注意して使用願います。
----	---

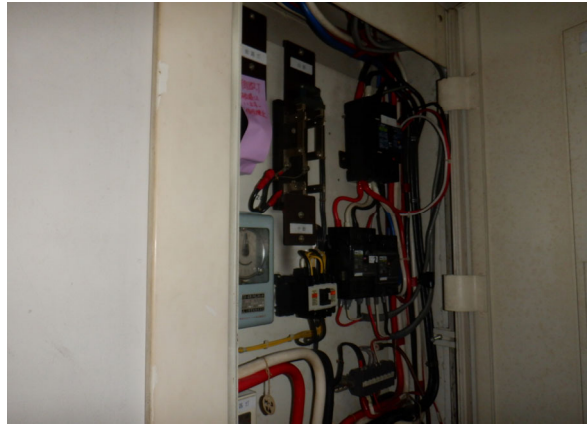
その他の特記事項	・3階に雨漏りがあり、電気設備に漏電遮断器等が設置されていない箇所があるため、漏電の恐れもあります。電気主任技術者の意見を尊重し、改修等の対応をお願いします。
----------	---

- [判定]
A 指摘なし: 支障なし
B 要注意: 経過観察が必要
C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要



3階L-A3分電盤

※ブレーカー未交換で50年経過と推測される
主幹ブレーカーは漏電遮断器ではない



1階M-2動力盤

※一部ブレーカー交換されているが、歯形ス
イッチのままのところもあり。

判定	C	・電灯・動力設備の分電盤等が50年を経過しています。古いブレーカーは過電流遮断の動作不良や投入不能の恐れもあります。更新が望ましいですが、数年後までの建物使用予定とのことにより注意して使用願います。
----	---	---

判定		
----	--	--

具有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査年月日	令和3年7月5日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度, 改修概要, 施工業者
施設名称	資材備蓄施設(旧暫定オフサイトセンター)	
棟名称	本館	
調査者	営繕課 施設保全班	
(所属・職・氏名)	技術主幹 太田 優也	
立会者	畜産課 鈴木技術主任主査, 高橋主事 新型コロナ調整室 齋藤主事	
竣工年度	昭和46年6月30日	
施工業者		空調方式
		給水方式

調査対象設備 (重要部位)	有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下, 異音異臭, 腐食, 損傷, 発熱, 漏れ, 基準値外れ, 固定部不良)	判定	備考
空調設備						
熱源機器	ボイラー					
	温水発生機					
	冷温水発生機					
	冷凍機					
	温風炉					
冷却塔						
ポンプ(床置型)						
主要配管						
衛生設備						
受水槽	有	昭和46年	50年		B	
高架水槽	有	昭和46年	50年		B	
給湯ボイラー(中央式)						
揚水ポンプ(床置型)	有	昭和46年	50年		B	
給水ポンプユニット						
主要配管	有	昭和46年	50年	腐食 漏れ	C	赤水発生, 配管腐食
その他						

総括	衛生設備について, 1F男子トイレ洗面器及び寄宿舎2F手洗所で赤水を確認しました。また, 本館3F天上面(高架水槽下階部)にて給水配管の腐食を確認しました。聞き取り調査時にありました, 実際の使用量に対して水道の請求量に差があることから漏水が疑われます。庁舎の使用を続けるのであれば配管も相当老朽化しているため(S58年に各階トイレ周りは改修されているようですが)使用する箇所を選定し直し, 高架水槽と既設配管を使用しない新たな給水計画が必要となります。
----	---

その他の特記事項	
(共通事項) 平成27年4月改正された「フロンガス排出抑制法」に基づく, パッケージエアコン等の簡易点検及び定期点検を遵守願います。 建築基準法12条の第4項点検について遵守願います。	

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
 - B 要注意: 経過観察が必要
 - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要



洗面器より赤水(配管内部に錆, 腐食)を確認



配管からの漏水による保温部の腐食状況

判定	C	1F男子トイレ洗面器及び寄宿舍2F手洗所で赤水を確認しました。また、本館3F天上面(高架水槽下階部)にて給水配管の腐食を確認しました。聞き取り調査時にありました、実際の使用量に対して水道の請求量に差があることから漏水が疑われます。庁舎の使用を続けるのであれば配管も相当老朽化しているため(S58年に各階トイレ周りは改修されているようですが)使用する箇所を選定し直し、高架水槽と既設配管を使用しない新たな給水計画が必要となります。
----	---	--

判定		
----	--	--

施設名称: 資材備蓄施設(旧暫定オフサイトセンター)

建物棟名称

屋内練習場

所在地: 仙台市宮城野区安養寺三丁目3,3-21,3-22

①用途: 車庫・倉庫等 ②延べ面積 892 m² ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 46 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	柱脚・庇等の鉄部に錆が発生しています。	B
	(対策等) 経過観察が必要です。	
2 - 2 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	サッシのシーリング劣化が確認できます。	B
	(対策等) 経過観察が必要です。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
	吊り下げ照明のふれ止め等が確認できません。	B
	(対策等) 地震時に落下のおそれがあるため, ふれ止めを設置する等の対策が必要です。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項	地震によりスチールサッシが落下するおそれがあるため, 周辺に人が近づかないようにする等の措置が必要と考えられます。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日： 令和3年7月5日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術主幹(一級建築士) 豊野 学之 技師(建築物調査員) 結城 拓郎
立会者職氏名	畜産課 企画管理班 高橋主事 衛生安全班 鈴木技術主任主査



全景



スチールサッシのため、
地震時に落下のおそれあり

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	地震によりスチールサッシが落下するおそれがあるため、周辺に人が近づかないようにする等の措置が必要と考えられます。
	資材備蓄施設(旧暫定オプサイトセンター)	屋内練習場	特記事項	

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	
	資材備蓄施設(旧暫定オプサイトセンター)	屋内練習場		

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[建築物]

建築物名称：屋内練習場

所在地：仙台市宮城野区安養寺三丁目3, 3-21, 3-22

①用途：車庫・倉庫等 ②延べ面積：892㎡ ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和46年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術主幹 (一級建築士) 豊野 学之
	その他の調査者	技師 (建築物調査員) 結城 拓郎

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		○		鉄骨柱脚・庇に錆
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況		○		サッシのシーリング劣化
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)			耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況		○			吊り下げ照明のふれ止めなし
(43)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					